地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 ~ 抜粋~

平成23年3月30日 国総計第 97号

国鉄財第368号

国鉄業第102号

国自旅第240号

国海内第149号

国空環第103号

平成23年5月27日 国総計第 14号

国空事第118号

平成23年7月22日 国総支第 4号

国自旅第 11号

平成23年9月30日 国総支第 20号

国自旅第 50号

地域公共交通確保維持改善事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び同法施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)並びに離島航路整備法(昭和27年法律第226号)及び同法施行規則(昭和27年運輸省令第71号)その他の法令及び関連通知のほか、この要綱の定めるところによる。

目次

第1編 共通事項(第1条-第3条)

第 2 編 地域公共交通確保維持事業

第1章 陸上交通(第4条-第25条)

第1節 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

第2節 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

第3節 車両減価償却費等国庫補助金

第2章 離島航路(第26条-第58条)

第1節 総則

第2節 離島航路運営費等補助金

第3節 離島航路構造改革補助金

第3章 離島航空路(第59条-第73条)

第3編 地域公共交通バリア解消促進等事業

第1章 バリアフリー化設備等整備事業(第74条-第91条)

第2章 利用環境改善促進等事業(第92条-第97条)

第3章 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業(第98条-第105条)

第4編 地域公共交通調查事業(第106条-第123条)

第1編 共通事項

(目的)

第1条 この補助金は、生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 <u>「生活交通ネットワーク計画」とは</u>、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都 道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる<u>協議会</u>(以下「協議会」という。)又は都道府県若しくは市区町村が、地域の生活交通の実情のニーズを 的確に把握しつつ、<u>当該協議会での議論を経て策定する</u>地域の特性・実情に応じた最適 の移動手段の提供、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう。
 - 二 <u>「地域公共交通確保維持事業」とは</u>、地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において地域の特性・実状に最適な交通手段を確保・維持するために生活交通ネットワーク計画(当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画、地域内フィーダー系統確保維持計画、離島航路確保維持計画及び離島航空路確保維持計画を含む。)に基づいて実施される事業をいう。

三~六 略

- 七 <u>「地域公共交通調査事業」とは</u>、地域の公共交通に関する確保維持改善の取組であって、地域公共交通確保維持事業又は地域公共交通バリア解消促進等事業による補助を受けようとする事業について定める生活交通ネットワーク計画等の計画を策定するために必要な調査を行う事業をいう。
- 2 協議会、都道府県又は市区町村は、住民、地域公共交通の利用者、その他利害関係者の 意見を反映させるため、前項第一号の生活交通ネットワーク計画(当該計画に代えて策定 される地域間幹線系統確保維持計画、地域内フィーダー系統確保維持計画、離島航路確保 維持計画、離島航空路確保維持計画及び生活交通改善事業計画を含む。)を策定しようと するときは、あらかじめ協議会への当事者の参加、アンケート、ヒアリング、公聴会又は パブリックコメント等を行わなければならない(鉄道軌道安全輸送設備等整備事業を除 く)。

第4編 地域公共交通調查事業

(補助対象事業者)

第106条 本編における補助対象事業者は、第2条第1項第一号に規定する協議会とする。

(交付の対象等)

- 第107条 大臣は、補助対象事業者が取り組む地域の公共交通の確保維持改善に係る計画 の策定調査の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下 この章において「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象事 業者に対し補助金を交付する。
- 2 第1項の大臣が認める補助対象経費及び補助率については、別表24のとおりとする。

別表24 地域公共交通調査事業

補助対象経費		補助率
・地域公共交通の確保維持改善に係る計画の策定に要する経費(協議会		定額
開催等の事務費、地域のデータの収集・分析の費用、住民・利用者アン		(上限額
ケートの実施費用、専門家の招聘費用、モビリティマネジメントの実施		2,000
等地域住民への啓発事業の費用、短期間の実証調査のための費用等)		万円)
補助金の額	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。	
	(1)補助対象経費の実績額	
	(2)補助金交付決定額	
	(3)補助対象経費から当該事業に係る収入に相当する額を控除した額	

(補助金交付申請)

第108条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第5-1による補助金交付申請書に、地域公共交通調査事業の実施に関する事項を記載した計画その他の必要な書類を添付し、大臣に提出しなければならない。

「地域公共交通確保維持改善について」~抜粋~

1. 概要

地域公共交通確保維持事業

- 存続が危機に瀕している生活交通のネットワークについて、地域のニーズを踏まえた最適な交通手段の確保維持のため、地域の多様な関係者による議論を経た地域の交通に関する計画に基づき実施される取組みを、一体的かつ継続的に支援
- 支援にあたっては、運行(航)欠損額の事後的な補填方式から効率化された標準的な事業費等を前提とした事前算 定方式に変更する等により、より効果的・効率的な支援を実施

陸上交通

- ・地域特性や実情に応じた地域最適な地域間生活交通 ネットワークと、同ネットワークに密接な地域内の生活 交通等を一体的に、その運行を支援
- ≪事前算定方式等への変更≫
- ≪広域的・幹線的バスの補助要件緩和≫
- ≪幹線交通と密接な一定の地域内バス・ デマンド交通の運行について支援対象 を拡充≫

離島交通

- 島民の生活に必要不可欠な離島航路-航空路の運航を 支援
- 離島航路の構造改善促進に資する公設民営化のための 船舶建造等を支援
- ≪離島航路:事前算定方式等への変更とともに、全体の 補助充足率や移動環境改善への取組支援を充実≫
- ≪離島航空路:支援に制約のある 特別会計から一般会計へ移行≫





地域公共交通バリア解消促進等事業

バリアフリー化

- ノンステップバス、福祉 タクシーの導入を支援株室製 鉄道駅 株室
- 旅客船、鉄道駅、旅客 ターミナルのバリアフ リー化等を支援

利用環境の改善

 バリアフリー化された まちづくりの一環として、LRT、BRT、ICカードの導入等を支援

地域鉄道の 安全性の向上

地域鉄道の安全性向 上に資する設備の整 備等を支援 地域公共交通調査事業

・地域の公共交通の確保・維持・改善に資する 調査の支援等





≪個別のモードごとの支援から公共交通のバリアフリー化等を一体的に支援する制度へ改善≫

地域の計画について~協議会と地域の公共交通に係る計画の関係等について~

生活交通ネットワーク計画

陸上交通

地域間幹線系統 確保維持計画

(3年計画)

協議会or都道府県等

地域内フィーダー系統 確保維持計画 (3年計画)

協議会or市町村等

離島航路(航空路)

離島航路確保維持計画 (3年計画)

協議会or都道府県等

バリア解消促進等事業

※各計画は分野毎に作成することも可

- ※陸上交通に係る計画のうち地域間幹線系統確保維持計画と地域内フィーダー系統確保維持計画を別に作成する ことも可(この場合、両協議会において計画の情報の共有を行うこと。)
- ※上記中の都道府県・市町村協議会については、事業内容に応じた主催主体の組合わせ等が可能

○地域協議会の考え方

【メンバー】 地方公共団体(都道府県・市町村)、関係交通事業者、国(地方運輸局等又は地方航空局) 等 (陸上交通及び離島航路の地域公共交通確保維持事業に係る生活交通ネットワーク計画は、関係する 都道府県及び市町村がともに参加)

- ※地域・分野毎の分科会の設置や複数市町村による合同協議会の設置も可能とする。
- ※既存の類似協議会(地域公共交通活性化・再生法の法定協議会等)の活用も可能とする。
- ※住民や利用者の意見を反映させる観点から、住民や利用者の代表を協議会の構成員に加える、アンケートやヒアリングを実施する、公聴会やパブリックコメントを実施する等のいずれかの手順を経て計画を策定することとする。 ,

生活交通改善事業計画 都道府県主催協議会 Or 市町村主催協議会 Or 事業単位協議会 (駅、空港等)

2.調査事業について

調査事業

補助対象

地域の公共交通の確保維持改善にかかる計画の策定調査等

補助対象者

上記の計画の策定を設置目的の一つとする多様な地域の関係者により構成される協議会(補助要綱第2条第1号に規定する協議会のほか、地域公共交通活性化・再生法に定める法定協議会、離島航路協議会等、既存の協議会を含む。)

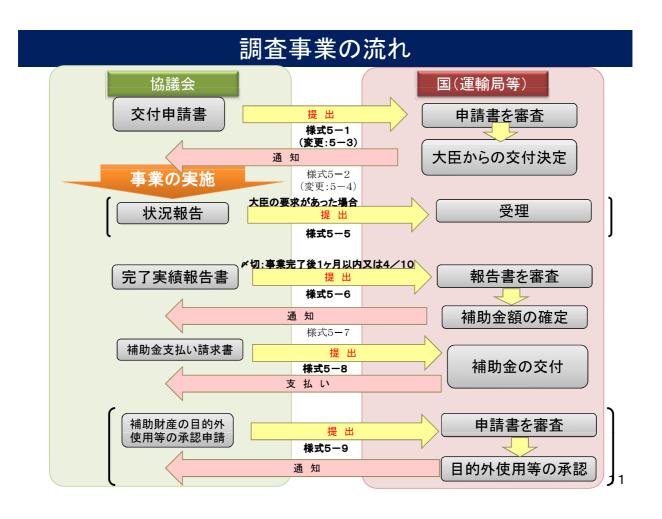
補助対象経費

計画の策定に必要な経費 (協議会開催等の事務費、地域のデータの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、モビリティマネジメントの実施等地域住民への啓発事業の費用、短期間の実証調査のための費用等。)

補助率

定額(2000万円以下)

21



3.生活交通ネットワーク計画等について

生活交通ネットワーク計画等の記載事項

地域公共交通確保維持事業(陸上交通)

地域間幹線系統

- 〇事業の目的 必要性
- ○事業の定量的な目標・効
- ○運行系統の概要・運送予 定者
- ○事業に要する費用の総 額 負扣者 負扣額
- ○その他(別表4の基準ハ・ 二関係)

地域内フィーダー系統

- ○事業の目的 必要性
- ○事業の定量的な目標・効
- ○運行系統の概要・運送予 定者
- ○事業に要する費用の総 額 負担者 負担額
- 車両減価償却費等補助を受けようとする場合は、上記に 〇車両の取得の目的・必要性
- ○車両の取得の定量的な目標・効果
- ○車両取得計画の概要・取得事業者
- ○車両取得の費用の総額・負担者・負担額
- に係る事項を加える。

地域公共交通確保維持事業(離島航路)

運営費補助

- 〇事業の目的・必要性
- ○事業の定量的な目標・効
- ○航路の概要・運航予定者
- ○事業に要する費用の総額、 負担者
- ○事業の改善等に関する事

構造改革補助

- ○事業の目的 必要性
- 〇事業の定量的な目標・効
- ○運航を確保・維持するため の改善策等
- ○事業に要する費用の総額、 負担者 負担額

地域公共交通バリア解消促進等事業

バリアフリー化設備 等整備事業

- ○事業の目的•必要性
- ○事業の定量的な目標・効
- ○事業の内容・事業実施者
- ○事業に要する費用の総 額 負担者 負担額
- 〇計画期間

利用環境改善促進等 事業

- ○事業の目的・必要性
- ○事業の定量的な目標・効
- 〇事業の内容・事業実施者
- ○事業に要する費用の総 額-負担者-負担額
- 〇計画期間
- ○その他(別表19関係)

鉄道軌道安全輸送設備等整備事業

- ○事業の日的・必要性
- ○事業の定量的な目標・効果
- 〇事業の内容 事業実施者
- ○事業に要する費用の総額・負担者・負担額
- 〇計画期間
- ※上記各事業の計画記載事項は、それぞれ、地域間幹線系 統確保維持計画、地域内フィーダー系統確保維持計画、 離島航路確保維持計画、生活交通改善事業計画の場合も 同じ。
- ※利用環境改善促進等事業については、LRT整備計画に記 載されていない事項を追記書類としてつけることで、鉄道 軌道安全輸送設備等整備事業については、鉄道事業再構 築実施計画に記載されていない事項を追記書類としてつけ ることで生活交通ネットワーク計画に代替可。

陸上交通の確保維持事業

地域特性や実情に応じた地域最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間生活交通 のネットワークと当該ネットワークのフィーダーとして高齢者等の生活を支える地域内の一定の生活交 通等の運行について一体的に支援する。

〇地域間幹線系統

• 地域間幹線バス系統のうち、一定の要件を満 たし、赤字が見込まれる系統であって、生活 交通ネットワーク計画 $_{(\chi_1)}$ に位置付けられたものについて、国が事前算定による予測収支 差の1/2を補助



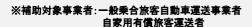
主な補助要件(*補助要件については、適宜適切に見直しを行う。)

- 生活交通ネットワーク計画に記載(都道府県単位)
- 従前の地バス補助の要件緩和 (距離要件(10km要件)の廃止、複数市町村の 判定時点を平成13年3月31日に緩和)
- 事前内定方式_(※2)への変更

※補助対象事業者:一般乗合旅客自動車運送事業者

○地域内フィーダー系統

地域間幹線バス系統等と密接な地域内の フィーダー路線のうち、過疎地域等の移動の 確保に資するなど一定の要件を満たし、赤字 が見込まれる系統であって、生活交通ネット ワーク計画(※1)に位置付けられたものについ て、国が事前算定による予測収支差の1/2 を補助





主な補助要件(*補助要件については、適宜適切に見直しを行う。)

- 補助対象地域間幹線バス系統のフィーダー系統な ど過疎地域をはじめとする交通不便地域の移動確 保を目的とするもの
- 生活交通ネットワーク計画に記載(市町村単位)
- バス停共有等により幹線交通と接続しているもの
- 新たに運行を開始、又は新規に地方公共団体が 支援を開始する系統

補助の上限

- 地域内生活交通への補助総額は、地域間生活交 通への補助総額の50%以内
- 各市町村ごとの補助額は、上記総額の範囲内で、 市町村ごとの状況に応じて設定される想定上限額 の範囲内で実費を補助
- (※1) 生活交通ネットワーク計画:地域の協議会の議論を経て策定される補助対象ネットワーク交通等に関する計画
- (※2) 事前内定方式: 国は事業開始前に事業内容の妥当性(標準的な経費等)を確認して補助額をあらかじめ内定

12

4.地域内フィーダー系統補助について

補助対象とする地域内フィーダー系統の要件(イメージ)

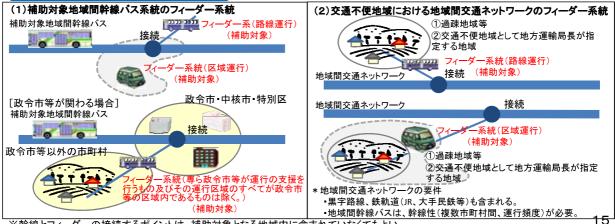
市町村ごとの国庫補助額

各補助対象市町村毎の国庫補助金の交付額は、各補助対象市町村の地域内フィーダー系統に係る補助対象経費 合計額の1/2と、各補助対象市町村毎に算定される国庫補助上限想定額の、いずれか少ない方の額以内の額とす る。

補助対象経費

市町村の地域内フィーダー系統に係る補助対象経費は、実績値や標準値等を用いて事前に算定される補助対象経 常費用の見込額と経常収益の見込額との差(ただし、補助対象経常費用の9/20を限度とする。)に相当する額とする。 なお、計画内容に記載されたサービスが提供されなかった場合及び天変地異、燃料価格の暴騰等運送者の責によら ない事象により事前に算定される収支差と実績の収支差に大幅な乖離が生じた場合には、合理性が認められる範囲 内で補正を行うものとする。

フィーダー系統のイメージ



※幹線とフィーダーの接続するポイントは、補助対象となる地域内に含まれていなくてもよい。

地域内フィーダー系統確保維持事業の流れ

